3 章　留学生受け入れ戦略に関する考察

3-1 各国政府と国際機関における「外国人留学生」の定義とデータ収集の状況、並びに留学生数のカウントに関する提案

太田　浩（一橋大学　国際教育センター）

本節では、主要留学生受入国と国際機関における統計上の「外国人留学生」の定義についてまとめ、今後日本が留学生数をどのようにカウントすべきかについて提案したい。

まずは、主な留学生受入れ国において、外国人留学生がどのように定義され、カウントされているかについて以下に示す。

3-1-1 米国

米国の留学生の統計に関する情報は、Institute of International Education（以下、IIE）により詳細に集計・分析される。IIE が発表する留学生に関するデータの概要は、IIE のウェブサイト“Open Doors”[8]上で閲覧することができる。紙媒体の Open Doors にはより詳細なデータが含まれる。そこに掲載されていないデータについては、有料で入手可能である。

International students（留学生）は、「米国において認証評価（アクレディテーション）を受けた高等教育機関に一時滞在ビザ（F-1, J-1 等）で在籍する者」として定義されている。移民（I-151 もしくはグリーンカードを持つ永住権取得者）、米国市民、不法滞在者、難民は留学生数に含まれない。

留学生が取得する必要のあるビザの種類は、留学期間に関わらず留学目的や内容、または週の授業時間数によって定められている。例えば、認証評価を受けた大学等に在籍して教育を受ける場合、または週に 18 時間以上の授業を受ける場合には F-1 ビザを取得するなどである。そのため、認証評価を受けた大学の正規課程に在籍している留学生については、学位取得目的、単位取得目的（交換・短期留学生など）に関わらす、合わせて集計される。また、3 ヵ月未満の短期研修の場合、ビザ取得の手続きを省くために、米国の受入教育機関が意図的に学業ではなく文化体験（文化交流）を目的としたプログラムであると位置づけることもあるため、受入機関での単位取得を伴わない留学生数に関しては、統計に反映できていない部分もあると考えられる。

留学生数の集計は、IIE が米国の高等教育機関や語学学校（大学附属の語学学校、エクステンション・センター、営利目的の語学学校を含む）に対してオンライン調査を実施し、

[8] http://www.iie.org/research-and-publications/open-doors を参照。

その回答を元に統計処理を行っている。学部レベル・大学院レベルへの留学生数は高等教育機関により直接集計され、語学学校への留学生数は語学学校団体を通じて集計される。このデータ収集方法を元に、高等教育機関における留学生数の統計は出身国別、教育レベル別（学部課程（undergraduate)、大学院課程（graduate)、学位取得を伴わない留学(non-degree)などによって集計される。また、Optional Practical Training (OPT)と呼ばれる米国の大学を卒業後与えられる 1 年間の猶予期間（この期間を利用して、F-1 ビザでの留学の専攻科目に関連した職につくことができる）を利用して米国に滞在しながら研修を受けている者も、留学生としてカウントされる。OPT の学生はすでに学業は終えているが、その直前に教育を受けて学業を修了した学校が OPT のビザの保証人であることから、在籍した高等教育機関において留学生として集計される。OPT のデータは、OPT ビザによって米国内に滞在・就業している人数に基づき算出される。

語学学校（Intensive English Program、以下 IEP）の留学生については、別統計になり、語学学校に在籍した者すべてが対象となり、期間等に関わらず無条件で全員がカウントされる。つまり、ビザの有無や種類には関係がない。IEP の留学生についてヘッドカウント（頭数集計）だけでなく、"student-weeks”という数字も公表している。これは在籍した学生ごとに在学期間を週単位で掛け合わせたもので、一人の学生が 1 週間在学すると 1 student-week となる。student-weeks を集計することの目的は、IEP で学ぶ留学生の在学期間が多様なことを考慮して、より実態に即した統計を得ることにある。

3-1-2 カナダ

カナダの留学生の統計に関する情報は、カナダ市民権・移民省(Citizenship and Immigration Canada、以下 CIC)のウェブサイト[9]で公表されている。

カナダ統計局（Statistics Canada）は、2009 年以降、OECD により毎年出版されている Education at a Glance に対して提供している情報を補うために、カナダの教育分野における国際的指標をまとめた Education Indicators in Canada: An International Perspective を発行している。そこに、カナダ統計局の定める「留学生」及び「外国人学生」の定義が以下の通り明記されている。

- International students（留学生）：居住国または直前の教育を修了した国以外で教育
  を受けている人。学生ビザの取得者など非永住者も含む。また、カナダ国外に位置するカナダの教育機関においてカナダのプログラムに在籍する学生（いわゆるオフショア学生)、及びインターネットを通してカナダの教育機関による遠隔教育プロ

[9] http://www.cic.gc.ca/english/resources/statistics/menu-fact.asp を参照。

グラムで学ぶ外国人学生も含む。

- Foreign students（外国人学生）：より広いコンセプトを含み、国籍を持たない国で教育を受ける学生。上記の「留学生」のほか、移民、及び永住者としてカナダに入国した者も含む。

このレポートは国際指標とカナダの統計の比較を可能にするために、基本的には OECD による「留学生」と「外国人学生」の定義を適用している。ただし、オフショア・キャンパスに在籍する学生やインターネットを通じた教育を受けている学生を「留学生」に含む点が、勉学のために実際に国境を越えた学生を「留学生」とする OECD など国際機関の定義とは異なる。

留学生の定義は統計局によって定められているが、留学生に関する統計データを収集しているのは CIC であり、留学生数のデータは就学許可証（Study Permit：6 ヵ月以上の留学に対して発給）の発行数に基づいている。なお、カナダでは永住者を除き、学校、カレッジ、大学、その他の教育機関で 6 ヵ月を超えるコース、プログラムに就学する外国人は、就学許可証を取得しなければならない。

CIC の研究評価局（Research and Evaluation Branch)は、毎年公表する出入国管理統計情報により、当該年度の基準日（12 月 1 日）からそれ以前の 1 年間にカナダに入国した外国人、及び当該時点でカナダに在留する永住・非永住外国人に関する統計情報を集計し、発表している。CIC の統計データでは、以下の 5 つの教育レベルごとに統計情報が集計されている。

【図表 3-8】カナダの教育レベル別統計区分

教育レベル	対象
中等教育及びそれ以下 （Secondary or less）	カナダの初等及び中等教育機関
職業教育・訓練 （Trade）	カナダの職業訓練機関（技術・職業学校、CEGEP[10]、カレッジなど）
大学 （University）	カナダの大学機関における学部課程、大学院課程（修士・博士）、及び他の教育課程
その他中等教育課程修了以上 （Other post-secondary）	中等教育課程修了以上のレベルの教育課程であって、大学や職業レベルではないもの。語学教育機関、私立教育機関、及び大学相当プログラムを含む
その他（Other）	上記以外

出典：CIC Fact and Figures 2012

CIC では、就学許可証に基づいた統計を Foreign students の数として公表しており、いわ

10 Collége d'enseignement généra1 et professionel の略で、英語ではカレッジにあたる。ケベック州の学校体系独自の教育機関であり、修了資格が大学入学資格となる。

ゆる OECD など国際機関の定義による留学生 (International students) との区別はされていない。カナダの国際教育の促進を目指す政府系非営利団体であるカナダ国際教育局 (Canadian Bureau for International Education: CBIE)も、留学生に関する分析において、CIC による統計データを活用している[11]。

他方、統計局では、中等後教育の教育機関として大学 (University) 及び職業訓練・短期大学 (College[12]) への留学生数を集計してデータベースに公表している。この留学生数は、秋学期のうち 9 月 30 日から 12 月 1 日までの各教育機関の任意の日における在籍者数が集計される。そのため、短期留学などの教育機関が集計する特定の日に在籍していない留学生は反映されない。特に職業訓練・短期大学 (College)では、年間を通して入学者の受入れや短期プログラムを実施しているため、データに反映されない留学生が多数に及ぶと思われる。さらに、プログラムごとの集計となっているため、1 名の留学生が 2 つ以上のプログラムに同時に在籍している場合には、2 名と数えられる（ヘッドカウント）。

CIC の統計には、就学許可証を有さない 6 ヵ月以下のコース、プログラムに所属する留学生数は含まれない。6 ヵ月以下の留学では語学学校への語学研修が大部分を占めるため、カナダの多くの語学教育機関が所属する、非営利組織の Languages Canada が提供する情報が参考となる。2016 年 3 月現在、Languages Canada には 225 の語学プログラムが登録されており、留学生の出身国、在学地域、在学期間の情報が提供されている。Languages Canada では登録している語学プログラムについて毎年調査を行っており、1 月 1 日から 12 月 31 日を基準として、その 1 年間に在籍した学生数の統計データの収集を行っている。

3-1-3 英国

英国では、主に高等教育関連機関の寄付により運営されている高等教育統計局 (Higher Education Statistics Agency、以下 HESA) が留学生に関するデータを収集し、公表している。

HESA は、留学生の明確な定義を示しておらず、英国における留学生として統計データに収集されているのは Non-UK domicile students（非英国居住学生）である。UK domicile かどうかの判断基準は、入学前の通常の居住地 (Normal residence prior to commencing their programme of study) が英国であるか否かである。なお、HESA は国籍に関するデータも収集はしているが、その目的は外国籍の学生に対する高等教育の貢献度をはかるため、並びに EU と OECD へのデータ提出のためなどとしており、公表されている統計年鑑においては、EU 非加盟国のうち留学生の多い 10 ヵ国と EU 加盟国のうち留学生の多い 10 ヵ国の国籍別留学生数データのみ参照可能であり、その他の国々に関する統計は公表されていな

---

11 CBIE の *A World of Learning 2014* を参照。

12 Canadian Education Statistics Council 発行の *Education Indicators in Canada: An International Perspective 2014*（カタログ 81-604-X）によれば、カナダにおける College とは 2 年以上で実践的技術を集中的に学ぶ学校のことであり、即戦力となる人材を育成する機関である。

い。

HESA は、登録されているすべての高等教育機関から HESA Data Collection System というオンラインシステムを通してデータを収集する。毎年 8 月 1 日から翌年の 7 月 31 日までの 1 年間を基準とし、各高等教育機関は学位取得または単位取得のために正規課程に在籍したすべての学生を集計し、期限までに HESA へ提出することが求められる。HESA が集計したすべての学生に関する一次データは HESA Student Record と言い、この一次データを基に、実際の在籍学生の把握と公表のために加工された統計データ（二次データ）は Standard Registration Population と呼ばれる。この公表統計データは、以下に該当する学生を含む。

- 協力／フランチャイズ協定 (Collaborative/franchising agreement) により、統計の対象となる英国の高等教育機関で教育は受けないが在籍はしている学生[13]（学事暦に基づく 1 年間、またはその一部分を占める）
- 英国に居住し、遠隔教育プログラムを受講する学生
- 英国外に居住し、奨学金が支給される遠隔教育プログラムを受講する学生（例えば、Crown servants overseas and the Services など）
- 1 学年間またはその一部分の期間で、職業訓練に参加する学生
- 1 学年間またはその一部分の期間で、海外留学に参加する学生

他方、以下に当てはまる学生は含まれない。

- 休学中の学生（Dormant students: 勉学を休止しているが、正式に退学手続きを行っていない学生）
- 受入の訪問学生 (Visiting students)及び交換留学生 (Exchange students)[14]
- 博士課程修了後の学生（いわゆるポスドク学生）
- 教育課程全体が英国外で行われる場合
- 8 週間以上英国に滞在するが、教育課程が基本的には英国外で実施される場合[15]
- National College for Teaching and Leadership （国立教育指導専門学校：NCTL）の Subject Knowledge Enhancement（教科知識強化）コースに在籍する学生
- 特別研究期間（Sabbatical）により訪問・滞在している研究員
- 修士課程準備コース (Writing-up) の学生

---

[13] 交換留学制度などで海外の協定校において教育を受け、その結果、実際に教育を受けた国外の教育機関で修得した単位について英国の教育機関で単位認定を受ける学生のこと（Joint degree では、協定校と共同で 1 種類の単位が修得でき、Dual Degree では協定校それぞれから複数の単位を修得できる）。

[14] HESA の一次データには交換留学生数が含まれるが、多くの交換プログラムにより統計上の数字が膨大となることを避けるため、公表される二次データには交換留学生は含まれない。なお、エラスムス計画による留学生も交換留学生に分類されるため、公表される二次データには含まれない。

[15] 上記の協力／フランチャイズ協定によるプログラムは含まれない。

英国における留学生に関する統計データは、以下の表のような教育レベル別に集計されている。

【図表 3-9】英国における教育レベル別統計区分

教育レベル	説明
Postgraduate research	主に研究活動を通して学位を取得する博士課程、修士課程及び学位取得を伴わない大学院レベルの教育（教職課程＜Postgraduate Certificate in Education: PGCE＞は除く）
Postgraduate taught	主に非研究活動（教育）により学位を取得する博士課程、修士課程、及び学位取得を伴わない大学院レベルの教育、教職課程や職業資格等を含む
Other undergraduate	学士課程に相当する学位、教職課程、職業資格、及びノンフォーマル学士課程等を含む
Undergraduate first degree	通常 3 年の学士課程により得られる学位

出典：Higher Education Statistics Agency

英国には、小規模のものも含めると1,000を超える英語教育機関があると言われている。また、それらの機関を認定・監査する機関も数多く存在する。すべての英語教育機関の留学生数を把握することは困難であるが、ブリティッシュ・カウンシルの認定を受けた約460の認定英語教育機関が加盟する English UK が毎年発表している統計が参考となる。語学学校を対象とした留学生に関する調査では、在籍した学生のヘッドカウント（頭数）ではなく、当該国からの学生数とその学生が在学した週を掛け合わせた合計 (Student-weeks) で算出される。一人の学生が 1 週間在学すると 1 student-week となる。

3-1-4 オーストラリア

オーストラリアにおける留学生に関する統計は、教育・訓練省 (Department of Education and Training、以下 DET)の国際教育部門[16]が詳細にまとめている。DET の統計データは毎月末に集計され、月ごとに DET のウェブサイトで発表されている。この統計データのシステムは 2000 年ごろから確立されており、オーストラリアは先進国の中でも最も詳しく留学生の統計をまとめている国の一つではないかと思われる。

オーストラリアにおける International students（留学生）とは、学生ビザを取得して在籍

[16] https://internationaleducation.gov.au/research/International-Student-Data/Pages/default.aspx を参照。

している外国人学生のみである。DET のデータでは、オーストラリア政府奨学金（Australian Agency for International Agency: AusAID より支給）を得て留学している学生はビザの種類が異なるため留学生には含まれない。また、3 ヵ月以内の滞在に必要な観光ビザや 4 か月までの在学が認められるワーキングホリデー・ビザによってオーストラリアの教育機関に在籍する場合も留学生には含まれない。また、ニュージーランド人の学生も、オーストラリアの教育機関で学ぶために学生ビザを必要としないため含まれない。その他、親の転勤など学生ビザ以外で滞在している外国人学生も含まれない。なお、オーストラリアでは留学生について、Foreign students という言い方はせず、通常、International students という用語のみを使う。ただし、政府関係機関は Overseas students という表記も使用する。

留学生数は、オーストラリア政府の高等教育機関および留学生管理システム (Commonwealth Provider Registration and International Student Management System: PRISMS) のデータから集計されている。PRISMS のデータは、入学許可証 (Electronic confirmation of enrolments) の発行数に基づいており、以下のように分類されている。

- 中等教育以下の学校、職業訓練校、高等教育機関、及び語学学校の各教育レベル別に学生ビザによる在籍
- 通常の居住地ではなく、国籍別

また Commonwealth Register of Institutions and Courses for Overseas Students (CRICOS、後述)に登録されている教育機関には実際に学習を始めた（在籍した）留学生についての報告義務があり、これにより PRISMS には入学許可証の発行に加え教育機関からの在籍報告が反映されている。

AEI の統計数値には、在籍 (Enrolment) と新規 (Commencement) の数値が分けて表示されているが、新規とは、在籍者の中で新規にコース（教育課程）に入学し、学習を始めた留学生数である。在籍者数に関して、同一学生が 2 つのコースに在籍している場合（例えば語学学校と学部）には、両方のコースでそれぞれカウントされる。

学生ビザによる分類は、学校によるものではなくコースやプログラムによるものである。協定等に基づく交換留学など、学位取得や卒業資格を目的としていない場合には Non-award に分類される。学位取得や卒業・修了を目的とした留学のみ、Higher Education、Vocational Education and Training (VET)、および Schools（初等・中等教育機関）に分類される。公立の職業訓練専門学校 (Technical and Further Education: TAFE[17]) のうち、学位を授与するコースに関しては、Higher Education に分類されるが、学位を授与しないものは Non-award となる。

出身国別の分類は、移民局及び教育機関から PRISMS に登録された国籍に基づいてなされるため、出身国と居住地とは一致しない場合もある。

[17] 各州政府が運営する公立の職業訓練専門学校。日本で言う大学と専門学校の中間的な存在であり、全土で 700 校近く存在し、約 120 万人が学ぶ。

オーストラリアは、自国における留学生の権利を保護する「留学生のための教育サービス(Education Services for Overseas Students: ESOS) 法」を制定している。その規定により、オーストラリアのすべての教育機関は、大学、高校、専門学校、語学学校などの種類を問わず、留学生を受け入れるためには、教育省により管轄され、教育の質を保証する政府登録制度である CRICOS に登録しなければならない。CRICOS に登録されるには、運営状況や教育内容、授業時間などの厳しい審査に合格する必要がある。留学生が学生ビザを申請する際には、留学先教育機関の CRICOS コードが必要となる。

語学学校に在籍する留学生数の統計は English Australia という英語学校の団体が集計し、毎年レポートを発行しているが、ウェブサイトでの公開はしていない。

3-1-5 ドイツ

ドイツの留学生統計関連の情報は、大学間における国際交流を促進することを目的としてドイツの大学が共同で設置したドイツ学術交流会 (Der Deutsche Akademische Austauschdienst: DAAD) により、Wissenschaft weltoffen という年鑑にまとめられている。

ドイツでは、外国人学生・留学生に関して Foreign students という用語を使っている。Foreign students は以下の 2 つに分類される。

- ビドゥンスアウスレンダー（Bildungsauslaender）: 外国の教育システムで高等教育前の教育を修了した外国人留学生
- ビドゥンスインスレンダー（Bildungsinlaender）: ドイツの教育システムで高等教育前の教育を修了した外国籍の学生

例えば、日本で少なくとも中等教育を修了してからドイツの高等教育機関に留学した場合には、前者（留学生）となる。両親の仕事の関係などによりドイツで暮らし、ドイツのギムナジウム（8 年制の中高一貫教育のこと）を卒業してドイツの高等教育機関に進学した日本人は後者となる。

ドイツでは法律により、高等教育機関は冬学期に正規課程に入学した学生数を集計し政府に報告することが定められている。各教育機関から提出されたデータは州政府の統計局 (State Statistical Offices) が集計し、数値の妥当性を確認する。各高等教育機関が管理方法や規則を順守しないために、提出されたデータの妥当性が不適正な場合が少数ある。州統計局は収集したデータをまとめ、連邦政府統計局 (Federal Statistical Office) へ報告する。

留学生に関する統計データは、在籍者数と新規入学者数に分けて集計される。在籍者数及び再入学者数の集計は 8 月から 12 月にかけての冬学期に行われる。他方、新規入学者数は、冬学期の 10 月と夏学期の 4 月に集計される。在籍者数の速報値は例年 3 月に公表され、夏学期の新入生数を含む最終確定の統計の発表は、通常毎年 9 月から 11 月である。

また、留学生数はデータ収集時（スナップショット）の在籍者数により数えられる。よって、短期留学者などデータ収集時に在籍していなかった者は含まない。

ドイツ連邦政府統計局によると、私立の独立した語学学校に在籍する留学生数については一般に公表されている統計がない。連邦政府統計局が把握しているものは、公立または私立高等教育機関付属の語学学校に在籍する留学生数のみである。

3-1-6 フランス

フランスで、高等教育研究省と教育省により留学生に関するデータが収集され、教育・訓練・研究に関する統計資料 (Repères et références statistiques[18]) の中でまとめられ、毎年発表されている。

フランスでは、外国人学生・留学生に関して Foreign students という用語を使っている。OECD など国際機関の定義に基づいた留学生 (International students) と外国人学生 (Foreign students) の区別がされておらず、統計上は外国人学生 (Foreign students) という括りで外国籍を有する学生すべてのデータが収集・集計される。よって、ここでいう外国籍を有する外国人学生 (Foreign students) には、外国の教育システムで中等教育まで（高等教育前）の教育を受けた外国人留学生とフランスの教育システムで中等教育（高等教育前の教育）を修了した外国籍の学生の両方を含む。言い換えると、フランスは、国際機関の定義による留学生 (International students) と外国人学生 (Foreign students) を分けた形で統計データを収集していない。

ただし、バカロレア（Bachelier: フランスの大学など高等教育機関に入学するための資格）を有していない学生のみ区別することは可能である。バカロレアの資格を有していない（Non-bachelier: 非バカロレア取得）外国人学生は、フランスの中等教育機関における標準の教育課程を修めていない学生である。換言すれば、非バカロレア取得外国人学生は、出身国において中等教育を修了（卒業）後、それがバカロレアに相当する資格として認められたことにより、フランスの高等教育機関に進学した学生と言える。そのため、この非バカロレア取得外国人学生は、高等教育前の中等教育を外国で修めたことをもって留学生と定義する国際機関の方式に当てはまると考えられる。

フランスの教育に関する統計は、高等教育研究省及び教育省により収集・集計され、OECD など国際機関からの依頼による統計データの提出には高等教育研究省が責任を持つ。収集・集計された統計データは、教育・訓練・研究に関する統計資料 (Repères et références statistiques) にまとめられ、毎年発表される。統計データの収集は、年に一度教育省によりすべての教育機関に対して行われ、外国人学生に関しては、教育課程に 1 年間または 1 学期間在籍しているものが統計の対象となる。正規の教育課程を前提とした統計であるため、

[18] 英訳 Statistical references on education, training and research。公表されている資料はすべてフランス語による。

交換・短期留学生であっても、正規教育課程に在籍していれば統計データに反映される。教育省に提出された統計データは、高等教育研究省と共同で集計し、発表される。

フランスの教育省による統計調査は、語学学校及び大学等の高等教育機関附属の語学プログラムを対象としていないため、語学留学生に関する統計データは把握されていない。

3-1-7 国際機関：UIS[19]、OECD、Eurostat

国際的な学生流動性に関する統計を集計して公表している国際機関は UIS、OECD、Eurostat の 3 機関である。この 3 機関は共同で UOE Data Collection という調査を実施し、教育分野に関する統計データを各国政府から収集している。この調査は初等教育から高等教育までの就学率や男女比など、留学生数に限らず教育に関するすべての統計を網羅している。その中の高等教育における入学者数、在籍者数及び卒業者数の項目で、外国人学生数及び留学生数のデータを各国から収集・集計している。

UOE Data Collection は 3 つの国際機関が共同で実施しているが、実際には Eurostat が EU 加盟国を、OECD が EU 加盟国及び Non-EU 加盟国を含めすべての OECD 加盟国を、UIS がその他のすべての国々を担当している。例えば、日本は OECD に加盟しているので日本のデータに関しては OECD が責任を持つが、中国は OECD にも EU にも加盟していないので中国のデータは UIS が収集・集計する。

UOE Data Collection を実施するにあたり、UOE の 3 機関は共同で各項目の定義や入力の仕方を定めたマニュアルを作成している。このマニュアルによると、留学生 (International students)と外国人学生 (Foreign students) の定義が受入国の視点から以下のように定められている。

- 留学生：勉学を目的として、他の国から国境を越えて移動した学生
- 外国人学生：勉学する国の国籍を持たない外国籍の学生

「留学生」は、留学先の国の非永住者であること (non-permanent residence) 及び通常居住者ではないこと (non- usual residence)、または留学先と異なる国で直前の教育を修了（卒業）したことで判断される。永住者か非永住者か、及び通常居住者か否かの定義は、学生ビザの取得有無、外国における主たる居住地の登録など各国の法令に基づく。「外国人学生」には移民や難民の子女など、勉学だけを目的とせずに居住する外国籍の学生を含む。

学生の国籍及び通常の居住地による分類方法は、以下のとおりである。

【図表 3-10】留学生・外国人学生の分類方法

[19] UNESCO Institute for Statistics の略。

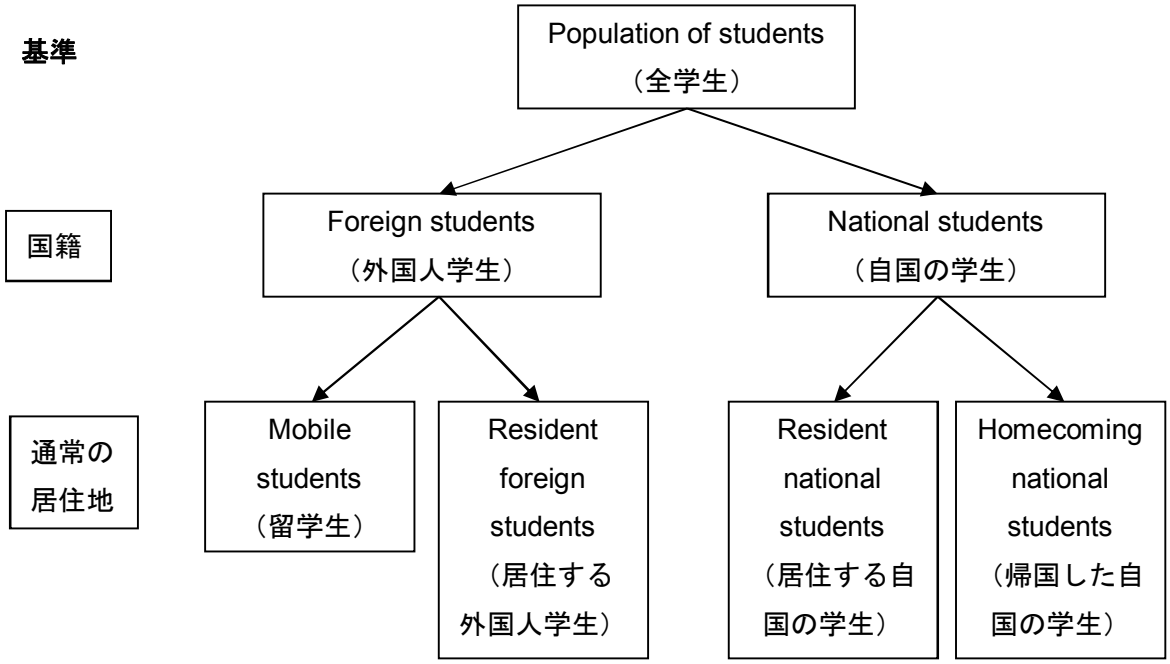

出典：UOE data collection on education systems manual

現在、留学生の定義に該当するのは、上記の図における Mobile students のみである。2005 年ごろまで国際的な学生流動性の把握のために使われてきた外国人学生 (Foreign students) は、上記のように留学生 (Mobile students) だけでなく、当該国に居住する外国人学生 (Resident foreign students) も含むもので、現在の「留学生」の定義とは異なる。

UOE マニュアルの定義と基準によって留学生数及び外国人学生数を集計する際に、いくつかの注意すべき点がある。留学生数及び外国人学生数は、受入国における教育機関の在籍者数によって集計されている。在籍者数は通常、特定の日現在（時点）の数、または年間を通した積み上げにより集計される。そのため、1 年以内の短期留学（セメスター留学を含む）や大学間交流による交換留学など単位取得目的の留学の場合、調査時点の特定の日（スナップショット）に在籍していない学生は留学生データに算入されないことがある（当該学年度を通して一学期でも在籍した単位取得目的の留学生すべてをカウントする場合は算入される）。また、英国やオーストラリアの大学が海外に多く設置しているオフショア（ブランチ）・キャンパス[20]の学生は本国（この場合、英国やオーストラリア）の留学生ではなく、そのオフショア・キャンパスが所在する国内の大学の学生と同様に扱われる。つまり、当該オフショア（ブランチ）・キャンパスが所在する国の国籍の学生 (National students) は自国（国内）の学生となり、それ以外の国々からオフショア・キャンパスに勉学に来た場合には、キャンパスの所在する国の留学生となる。加えて、EU 諸国に多く見

[20] 大学が自国外（外国）にブランチ・キャンパスを設置する形態。その外国のキャンパスですべての教育課程が実施され、本国と同様の学位取得が可能。

られるケースだが、毎日国境を越えて近隣の国の大学へ通学している学生は、実際に勉学目的のために国境を越えて移動しているため留学生とみなされる。

さらに、留学の目的や期間による基準にも注意が必要である。OECD は 1 年以上の在籍を伴う留学生数のデータを収集するため、学位取得目的及び単位取得目的の留学生が対象となる。一方、Eurostat は 1 年以上というような在籍期間に関わらず、単位取得目的と学位取得目的の留学生を対象として統計を収集している。よって、例えば 1 セメスター、半年間だけ在籍する単位取得目的の留学生は算入される。他方、UIS は学位取得目的の留学生のみを対象としており、単位取得目的の留学生数に関する統計データを有していない。

3 つの国際機関は UOE Data Collection により共同で各国からの学生流動性に関するデータを収集しているが、収集されて一つにまとめられたデータは国際機関ごとに保管し、各機関における優先事項やステークホルダーにより異なったデータ集積及び指標となる。

OECD では、前述のとおり、2006 年から「外国人学生」と「留学生」の定義を明確にし、それぞれ別のデータとして収集しながら、徐々に「留学生」のデータに焦点を移している。言わば、移行期間にあり、経年変化・動向分析の観点から、現在でも「外国人学生数」（留学生<Mobile students>だけでなく、受入国の国籍を持たずに居住する外国人学生<Resident foreign students>も含む）の定義に基づいた指標も「留学生」共に公表している。そのため、UIS や Eurostat の公表する数値と異なっている場合がある。ただし、旧来の「外国人学生数」の捉え方が国際的な学生の流動性を正しく反映していないため、2014 年から、「留学生 (Mobile Students) 数」の定義に基づくデータの収集・集計により特化している。

Eurostat が OECD や UIS と異なるのは、留学期間に関わらず単位取得目的の留学生を対象に含めてデータを収集・集計している点である（学位取得目的の留学生も対象）。OECD が 1 年間以上の留学を対象として留学生のデータを収集していること、UIS が学位取得目的の留学を対象として留学生のデータを収集しているのに対し、Eurostat が留学期間に関わらず単位取得目的の留学生の統計データに力を入れているのは特徴的である。さらに、Eurostat がデータ収集において EU 加盟国を担当していることから来る特徴がある。エラスムス・プログラムの普及とボローニャ・プロセスの発展から単位取得目的の留学生は、留学後に本国の（本籍）大学において留学中に取得した単位の認定が行われる。よって、この種の留学生に関するデータは基本的に送出国（本国）の本籍高等教育機関から収集される。単位取得目的の留学生に関するデータ収集を EU が重視するのは、エラスムス・プログラムやボローニャ・プロセスに代表される欧州圏内の学生の流動性を高める政策を積極的に行ってきたためである。特に EU では、2020 年までに大学の卒業生の 20%以上が留学経験または海外での研修経験を持つことを目指しており[21]、今後ますます単位取得目的の留学生のデータ収集と分析が重要になってくる。

また、Eurostat では UOE マニュアルのほかに EU 規則 (Commission Regulation)[22]を制定し、

[21] The Learning Mobility in Higher Education 2020 Benchmark (LMHE2020)
[22] Commission Regulation (EU) No 912/2013

データの収集に関して基準や方法などをさらに詳細に定めている。EU 規則に定められている事項は、以前は任意に従うものであったが、現在ではより正確なデータ収集のためにEU 加盟国においては履行が義務となっている。この EU 規則の中で、留学生の定義は「出身国」に基づくと定めている。この「出身国」とは、高等教育の直前の教育を受けた国、つまり後期中等教育を修了した国のことを指すと明記している。外国人であっても後期中等教育を修了した国と同じ国で継続して高等教育を受ける（進学する）場合、留学生には算入されないが、後期中等教育を修了した国が高等教育を受ける国と異なる場合には留学生となる。OECD や UIS が非居住権と直前の教育を受けた国との 2 つの基準を並列で適用するのに対し、Eurostat では後期中等教育を修了した「出身国」を第一に考え、もし後期中等教育を修了した国に関する情報が得られない場合には、代案として直前の居住地によって判断される。2016 年までは「出身国」の判断を各国の基準に任せることになっているが、2016 年以降の留学生データでは、後期中等教育を修了した「出身国」を共通の基準とする留学生定義で合意している。これは先述の留学生とは「勉学を目的として、他の国から国境を越えて移動した学生」という定義を EU の枠組みでより明確に示し、共通の定義として徹底するものと言える。

UIS の特徴は、各国の送出留学生数 (Outbound mobile students) に関連するデータを公表している点である。このデータは、各国における出身国別の受入留学生数を基に算出されている。そのため、中国のように受入留学生の「総数のみ」を報告していて、出身国別の内訳データを報告していない国への送出留学生数は含まれない。近年、日本だけでなく、多くの国々から中国への留学者数が増加しているが、その中国への送出留学生数に関するデータが UIS の統計に含まれていないのは残念である。

また、UIS が OECD や Eurostat と大きく異なるのは、データ収集を担当する国の数とその種類の多さである。UOE Data Collection において UIS が担当するのは、OECD 加盟国と EU 加盟国を除いた約 150 ヵ国であり、その大半が発展途上国である。発展途上国では統計データの収集方法や仕組みが確立されていない場合が多く、しばしば定義に基づいた分類がされていなかったり、推定によるデータが報告されていたりと、比較可能なデータと言えるための質を伴わない場合が多い。そのため、データの検証並びに有効性や妥当性の確認のために多くの時間を要する。さらには、発展途上国からの学生流動性は学位取得目的の留学がその大部分を占め、単位取得目的や語学学校への留学は主要な留学形態ではない。そのため、UIS は学位取得目的の留学生のデータのみに特化して収集・集計している。UIS では特にアフリカやラテン・アメリカなどの発展途上国からのデータの質の向上に力を入れている。その一つの方法として、200 ページ以上にわたる UOE マニュアルによって各国の統計担当者に過度な負担をかけるのを避けるため、UIS ではオリジナルをベースに約 20 ページの簡略化したマニュアルを独自に作成している。

(http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=uriserv:OJ.L_.2013.252.01.0005.01.ENG) を参照。

各国際機関の国際的な学生流動性に関する統計における「留学生」定義の相違点をまとめると、以下のとおりである。

【図表 3-11】各国際機関の「留学生」定義などに関する相違点

	UIS	OECD	Eurostat
定義	非永住者、非居住者 異なる国で直前の教育を修了の両方を適用 勉学を目的として、他の国から国境を越えて移動した学生		後期中等教育を修了した「出身国」から勉学を目的として、国境を越えて移動した学生（2016 年以降厳密に適用）
留学生の種類	学位取得留学生のみ	1 年以上在籍の留学	学位取得留学生、単位取得留学生の両方
指標	受入留学生数、送出留学生数の両方を公表	経年分析の関係から留学生(Mobile students)だけでなく、当該国に居住する外国人学生(Resident foreign students)も含む旧来の指標も掲載	受入留学生数、EU 加盟国からの送出留学生数（受入国別）の両方を提示
データ収集の対象国	途上国を中心に世界約 150 ヵ国	OECD 加盟国 （EU 加盟国含む）	EU 加盟国、及び EFTA 加盟国
統計データの更新と適時性	年に 3 回更新 最新の統計データは 2 年前のもの	年に 1 度更新 最新の統計データは前年のもの（例えば 2014 年発表の統計は 2013 年のデータ）	

3-1-8 外国人留学生のカウントに関する提案

留学生は留学の目的と留学生を受入れる高等教育機関での位置づけにより、以下の 3 つに分類できる。

① 学位取得目的の留学生：学位課程の最低修了年限以上の在籍で留学ビザを取得
② 単位取得目的の留学生：主として 1 学期以上 1 学年以内在籍する交換・短期留学生や科目等履修生で留学ビザを取得
③ 受入れ機関での単位取得を伴わない留学生
　(1) 主として数週間から 1 学期未満の留学でサマープログラムや短期研修の受講生などで留学ビザを取得しない
　(2) 準備教育の受講生や研究生など在籍が 1 年間に及ぶもので留学ビザを取得

これら 3 つのタイプの留学生について、外国人留学生留学生受入数の多い国々や国際機関の事例から基本統計としては、①と②がカウントされ、③は留学ビザを取得している場合、つまり③―(2)のみカウントされるのが妥当である。言い換えると、留学生としてカウントすべき基準は、まず留学ビザを取得して高等教育機関に在籍している外国人学生となる。そして、そのほとんどは学位または単位取得を目的として高等教育機関に在籍するが、

研究生や準備教育など単位取得や学位取得目的ではない外国人学生も留学ビザを取得していることを条件としてカウントすべきである。留学ビザを必要としない短期間（3 ヵ月未満）の留学や研修（受入れ高等教育機関での単位取得を伴わない）は、国際比較を前提とする統計資料上では、カウントすべきではない。ただし、諸外国から日本への留学動向を包括的に探るという点、または政策立案という観点からは重要なデータであるため、国内向けにはこの種の留学生のデータを継続して収集する意義は大きい。

世界的な影響力が大きい OECD など国際機関の留学生定義に準拠して留学生をカウントすることも国際比較の観点からは重要である。具体的には、留学生は勉学を目的として国境を越えて移動（流動）する学生（internationally mobile students）と定義し、後期中等教育を修了（卒業）した国から高等教育を受けるために異なる国に移動した場合に留学生としてカウントするという考え方である。この場合、自国民が外国で後期中等教育を修了（卒業）し、高等教育を受けるために本国に戻ってきた場合（home coming students）、「国境を越えて移動する学生」という点では、カウントすることも妥当であろう。

データ収集方法については、年度のある一定の時点（スナップショット）で在籍する留学生をカウントする場合と学事暦の年度（年間）を通して、留学生として在籍した履歴のあるものすべて（年度間に在学した留学生総数のヘッドカウント）をカウントする場合がある。前者の場合、データ収集時と異なる学期に在籍した留学生がカウントされないため、後者の方法をとるべきである。

語学学校に在学する留学生については、留学生受入れ先進国や国際機関における統計の状況及び国際比較を可能にするという点から高等教育機関に在籍する留学生とは別統計にすべきである。データの収集方法については、前述同様、年度（年間）を通して在籍した履歴のあるすべての留学生（総数のヘッドカウント）をカウントすべきであろう。日本の場合は、日本語学校を経て大学、短期大学、専門学校など高等教育機関に進学するケースが多いので、この種の留学生の動向について、包括的かつ精緻なデータを把握することが肝要である。また、前述の米国などの事例にある通り、ヘッドカウント（頭数集計）だけでなく、"student-weeks”（在籍した学生ごとに在学期間を週単位で掛け合わせたもので一人の学生が 1 週間在学すると 1 student-week となる）という方法で統計を取ることも必要であろう。

＊本稿は、筆者が執筆、編集、監修に携わった『日本人海外留学生数に関する調査報告書』（日本学生支援機構より 2014 年 3 月刊行）から一部抜粋し、再構成とデータ更新をしたものである。

3-2 世界的な留学生移動と日本における留学生受け入れの状況

白石　勝己（公益財団法人アジア学生文化協会）

3-2-1　留学生受入れ国の状況

OECD および UNESCO などの国際機関の統計や、米国国際教育研究所（IIE）が各国国際教育担当部門の協力の下で国際的な流動性を研究している「プロジェクト アトラス」の発表によれば、2000 年に 210 万人だった国際間の学生移動は 2010 年には 410 万人、2012 年には 450 万人と急増している。さらに、図表 3-1 に示すように 15 年後の 2025 年には 800 万人に上るであろうと推計する数字も示されている。

【図表 3-1】 OECD による国際間の留学生移動推移と予測

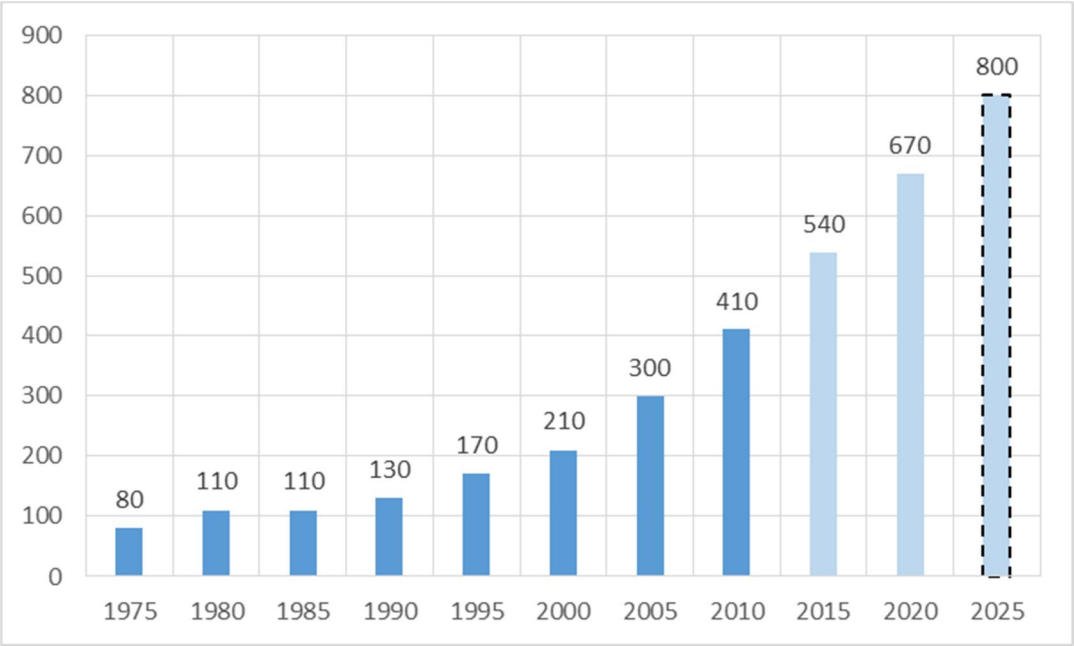

出展　2010 まで、および 2020 年：OECD Education at a Glance, 2014 のデータから作成
2015、2020 は筆者捕捉推計により追加

2012 年の各国留学生受入れ数は 450 万人の内訳をみると、上位 10 か国では米国の 74 万人を筆頭に、英国 56.8 万人、中国 37.7 万人、ドイツ 28.7 万人、フランス 27.1 万人、オーストラリア 24.5 万人と続き、日本は第 9 位で 15 万人でとなっている[23]。

[23] OECD.Stat https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=RFOREIGN# 2014 における 2012 年の中国の留学生受入れ数は 88, 979 人と表示される。一方、中国の China Scholarship Council を調査パートナーとする IIE Project Atlas では同年の中国における留学生受入れ数を 377,054 人と表示しており、その数にかなりの差が生じている。この相違については undergraduate non-degree program(主として語学留学等)参加者を「留学生」としてカウントするかどうかという点等、「留学生」の定義の違いからから生じていると考える。これら「留学生の定義」の問題についての詳細は当調査研究 3 章 3-2 で詳しく述べ

【図表 3-2】 主要留学生受入れ上位国の留学生受入れ数

出典：OECD Education at a Glance, 2014 から作成

	受入れ留学生数	シェア
米国	740,475	16.4%
英国	568,816	12.6%
ドイツ	287,353	6.3%
フランス	271,399	6.0%
オーストラリア	249,588	5.5%
カナダ	221,406	4.9%
ロシア	174,711	3.9%
日本	150,617	3.3%
スペイン	97,825	2.2%
中国	88,979	2.0%
その他	1,765,853	39.0%
全留学生数	4,528,044	100.0%

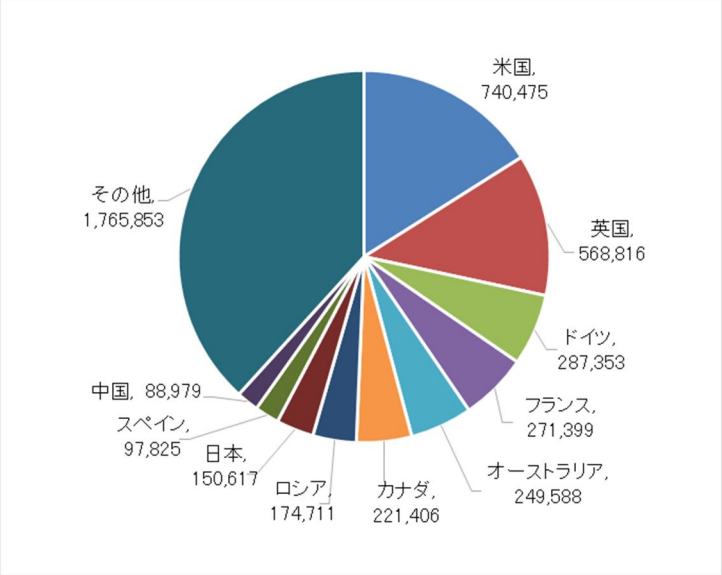

さらに、これら留学生受入れ数上位国における 2000 年と 2012 年の増加率を見ると下記図表 3-3 のようになる。2000 年における全世界で受け入れられた留学生数は 208 万人であったが、2012 年には 450 万人へと 2 倍以上増加している。これら留学生受入れ数上位国のなかでも、最も増加率が高いのは韓国で約 17 倍以上の受入れ数となっている。これは 2010 年までに 5 万人の外国人留学生を招致しるという“Study Korea Project”それに引き続き 2012 年までに 10 万人を受け入れるとする“Study Korea Project Ⅱ”を遂行していることによるものであろう[24]。続いてニュージーランド 792%（9 倍）、サウジアラビア 522%（6 倍）、ロシア 324%（4 倍）とそれぞれ大幅な留学生数の増加を見ているが、これらもそれぞれ高いレベルでの留学生誘致施策が強く影響していると見ることができ、今後とも検証作業が必要となろう。これらの国・地域の中でもオランダの 346%の留学生数増を始め、イタリア 200%、オーストリア 152%、英国 150%、スペイン 140%、フランス 98%と EU 諸国が倍増以上の増加率を示している。これは EU 域内でこれまでも積極的に進められてきた人物交流協力計画であるエラスムス計画（1987 年～）に加え、2004 年から開始されたエラスムス・ムンドス計画の進展、波及によると考えられよう[25]。

【図表 3-3】 2000 年/2012 年　主要留学生受入れ上位国の留学生数増加率

ている。

[24] Migration Policy Review 2010 Vol.2　韓国における留学生政策の発展とその課題　太田浩　一橋大学　https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/22918/1/0101200601.pdf

[25] エラスムス計画概要
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/007/gijiroku/030101/2-7.htm

		2000年　留学生受入れ数	2012年　留学生受入れ数	増加率
1	米国	475,169	740,475	55.8%
2	英国	222,936	568,816	155.1%
3	ドイツ	187,033	287,353	53.6%
4	フランス	137,085	271,399	98.0%
5	オーストラリア	105,764	249,588	136.0%
6	カナダ	94,401	221,406	134.5%
7	ロシア	41,210	174,711	324.0%
8	日本	66,607	150,617	126.1%
9	スペイン	40,689	97,825	140.4%
10	中国	－	88,979	－
11	イタリア	24,929	77,732	211.8%
12	オーストリア	30,382	76,680	152.4%
13	ニュージーランド	8,210	73,209	791.7%
14	南アフリカ	45,377	70,486	55.3%
15	スイス	26,003	64,172	146.8%
16	オランダ	14,012	62,497	346.0%
17	韓国	3,373	59,472	1663.2%
18	ベルギー	38,799	55,912	44.1%
19	サウジアラビア	7,561	47,050	522.3%
20	スウェーデン	25,548	42,296	65.6%
	その他	492,614	1,047,369	112.6%
	合計	2,087,702	4,528,044	116.9%

出典：OECD Education at a Glance, 2014

3-2-2　留学生受入れ理念モデルの変遷

これら留学生受入れ数の変化は、いくつかの観点から大きく留学生受入れ理念の転換が進行していると考えることができる。留学生受入れをめぐる理念について、以下寺倉憲一論文『留学生受入れの意義』を下にして図表 3-4 のように整理、取りまとめた[26]。

この図表から読み取れる留学生受入れ理念は、古典的な個人への恩恵供与、人材開発理念による留学生の母国への人的長期的影響を期待するものから、高等教育機関の経済的安財源としての位置づけへと移行し、さらには国家的な人材育成、確保、活用展開へと複合的にその意義が拡大していることが見て取れる。図表 3-5 では各国が掲げる具体的な外国人留学生の受入れ数とその達成目標時期を示した。

【図表 3-4】 留学生受入れ理念モデル

[26] 寺倉憲一『留学生受入れの意義』レファレンス 59(3)（通号 698）2009 年 3 月　江淵一公『大学国際化の研究』、横田雅弘、白土悟『留学生アドバイシング』を下に留学生受入れ理念のモデル化を提示

1	古典的モデル（ODA　恩恵供与）	A	個人的キャリア形成モデル	・国際通用性のある専門的能力の習得 ・職業的キャリア形成支援
		B	外交戦略モデル	・発展途上国の人材開発協力 ・将来国の指導的人物となるような留学生を受入れ、母国の発展に寄与すると同時に、受入れ国に影響を及ぼし政治・経済・技術等で自国の利益を確保する
		C	国際理解モデル	・国際交流による国際理解の促進
		D	学術交流モデル	・優秀な外国人留学生と、受入れ国の各分野の専門家が研究協力を通して学問の進歩に寄与する
2	70～80 年モデル（相互依存　相互利益主義）	E	パートナーシップモデル	・受入側も異文化間接触と交流から学術的、文化的恩恵を得ることから、知的生産、真理探究のパートナーと捉える ・大学間交流協定で、派遣と受入れが相互的に行われ、日本人学生の留学派遣とセットとなり、プログラムやキャンパスの国際化に貢献する
		F	顧客モデル	・高等教育財政安定化のための財源として位置付け。教育サービス＝商品、留学生＝顧客として位置づけ、コスト・ベネフィット分析による受入れ（英・米のフルコスト政策）
		G	地球市民モデル	・「C 国際理解モデル」の積極展開 ・関係者の国際意識を高め、地球共同体のアイデンティティを培う手段
3	新たな経済主導モデル	H	経済発展モデル	・「F 顧客モデル」の発展形　高等教育財源の安定化だけでなく、国全体の経済発展の重要手段と位置付ける ・オーストラリア：教育を有力な輸出産業と位置付け、国を挙げて留学生獲得の施策を展開 ・シンガポール：欧米の有力大学を誘致し、アカデミック・ハブとなり周辺国からの人材を確保し、同時に自国の人材流出を防ぐ
		I	高度知的人材獲得モデル	・知識・情報化社会、高度化・国際された知的創造型経済出現に対応し、留学生を受入れ高度人材の供給源とする
		J	高度実践人材獲得モデル	・看護・介護、IT など世界的、社会的に必要とされる専門スキルを身に付けた実践実務人材の育成および獲得

出典：『留学生受入れの意義　−諸外国の政策の動向と我が国への示唆−』寺倉憲一を参考に筆者加筆作成

留学生の受入れが高等教育機関による国際的知的貢献をなすという古典的理念が失われているとは言わないにしろ、それらを商品として提供し、財源安定化を目指す「顧客モデル」が高等教育機関の側からの需要として位置づけられ、さらに国家の知的基盤、実践実務を形成する人材として戦略的にこれを位置づけようとする「経済主義モデル」が産業、国家の側からの需要として大きく絡みつつ展開するとすれば、今後さらに国際的ケールでの留学生移動は不可避的に拡大・進行することとなり、2025 年には 800 万人の留学生移動が行われるとする試算も絵空事の数字としてではなく、十分な可能性がある数字であると思えてくるのである。

【図表 3-5】 各国の留学生受入れ目標値

国	目　標	達成時期

オーストラリア	52 万人受入れ	2020
カナダ	倍増計画	2022
ニュージーランド	2 倍の経済規模　500 万 USD	2025
英国	5 年以内に高等教育留学生数を 15%～20%へ（約 9 万人増）	2018
ドイツ	35 万人を高等教育機関に受入れ	2020
中国	留学生 50 万人受入れ　高等教育機関 15 万人	2020
日本	留学生受入れ 30 万人計画	2020
マレーシア	留学生受入れ 25 万人計画	2025
台湾	留学生 15 万人計画	2020

出典：IDP 研修資料を下に筆者作成[27]

3-2-3　留学生送り出し国の状況

さて、これまで留学生の受け入れ側の状況を見てきたが、留学生を送り出す側の状況はどうなっているであろうか。図表 3-6 は日本への主要留学生送出し国・地域である東アジア、東南アジア、南アジア各国と主要政策対象国の 2002 年と 2012 年のそれぞれの国から海外へ留学した学生の数とその増減率を示したものである。さらに、それらの国・地域から 2002 年、2012 年に日本へ留学した学生数の数、増減率を並列して掲示した。この 10 年間で海外への留学生増減率が 200%（3 倍増以上）を超えている国・地域は中国、ベトナム、ラオス、東チモール、サウジアラビアとなっている。東チモールが 700%を超え極端な増加率を示しているが、これもともと分母となる 2002 年の数字が小さいという原因がある。しかし、日本へは全く来ていないため調査が必要であろう。この中で最も留意が必要なのはやはり中国の動向であり、日本は米国に次ぎ中国からの留学生受入れ国第 2 となっていて増加率も 134.6%と倍以上となっている。一方、日本国内の高等教育機関等の雰囲気として、中国からの留学生が日本の留学生数の 50%を占めていることから、受け入れ国の多様化が指摘されることがあるが、漢字圏で基礎教育力が確保され、かつ経済力もついた中国からの留学生受入れを、今後とも継続的に維持、伸長させることができるかどうかは、極めて重要な要素であることは間違いがない。

その他、東アジア、東南アジアではベトナム 334%、ネパール 361%、モンゴル 180%、ミャンマー149%と増加率が高い。これらの国々は近年、日本における受け入れが急増している地域であり、日本においてはベトナム 367%、ネパール 619%、モンゴル 290%、ミャンマー290%と全体の増加率をさらに大きく超えて増加しているところもある。これらの国・地域からの留学生増の背景としてあるのは、本国では質的・量的に十分でない高等教育を海外で受けたいという勉学目的と同時に、本国では得られないより大きな経済機会を得たいという動機により海外移動を求める傾向があることにも、留意が必要である。

[27]一般社団法人　持続可能な国際教育推進のための研究コンソーシアム実施　「豪州大学エンロールマネジメント先進事例研修（2016 年 3 月実施）」　IDP　配布資料

【図表 3－6】 留学生送出し国の留学生総数及び日本への留学生数（2002 年 2012 年比較）

		各国から海外への留学生総数2002	各国から海外への留学生総数2012(①)	増減率02/12	日本への留学生数2002	日本への留学生数2012(②)	増減率02/12	日本留学の割合(②/①)
東アジア								
	中国	224,498	693,972	209.1%	41,180	96,592	134.6%	13.9%
	マカオ	917	1,808	97.2%	－	－	－	－
	香港	31,510	30,739	−2.4%	－	－	－	－
	韓国	85,724	121,023	41.2%	18,899	24,171	27.9%	20.0%
	モンゴル	3,497	9,796	180.1%	353	1,157	227.8%	11.8%
東南アジア（ASEAN）								
	ミャンマー	2,658	6,616	148.9%	292	1,139	290.1%	17.2%
	タイ	25,767	26,310	2.1%	1,255	2,476	97.3%	9.4%
	マレーシア	46,459	58,485	25.9%	1,613	2,400	48.8%	4.1%
	シンガポール	26,032	22,037	−15.3%	131	212	61.8%	1.0%
	インドネシア	39,640	35,785	−9.7%	1,293	2,213	71.2%	6.2%
	フィリピン	6,464	11,208	73.4%	442	632	43.0%	5.6%
	ベトナム	12,197	53,004	334.6%	867	4,047	366.8%	7.6%
	カンボジア	1,943	4,180	115.1%	166	333	100.6%	8.0%
	ラオス	1,228	4,344	253.7%	151	246	62.9%	5.7%
	ブルネイ	2,006	3,550	77.0%	1	16	1500.0%	0.5%
	東ティモール	412	3,362	716.0%	0	8	－	0.2%
南アジア								
	バングラデシュ	11,575	22,690	96.0%	764	1,364	78.5%	6.0%
	インド	100,288	188,791	88.2%	199	622	212.6%	0.3%
	パキスタン	20,323	37,229	83.2%	119	163	37.0%	0.4%
	ネパール	6,326	29,207	361.7%	283	2,035	619.1%	7.0%
	ブータン	818	3,364	311.2%	10	22	120.0%	0.7%
	スリランカ	9,037	16,276	80.1%	362	752	107.7%	4.6%
	モルディブ	1,217	3,573	193.6%	1	4	300.0%	0.1%
中東						991		
	UAE	4,442	8,452	90.3%	10	[illegible]	330.0%	0.5%
	サウジアラビア	12,162	63,833	424.9%	75	281	274.7%	0.4%
ロシア及びCIS諸国						808		
	ロシア	35,046	51,267	46.3%	319	3[illegible]	14.7%	0.7%
アフリカ								
	エジプト	9,807	16,266	65.9%	238	244	2.5%	1.5%
	ザンビア	4,755	4,235	−10.9%	14	30	114.3%	0.7%
	チュニジア	12,644	18,908	49.5%	45	61	35.6%	0.3%
	その他のアフリカ諸国	262,853	346,024	31.6%		1,158	－	0.3%
北米								
	米国	52,289	60,297	15.3%	1,156	1,625	40.6%	2.7%
	カナダ	37,631	45,502	20.9%	232	317	36.6%	0.7%
西欧						2,441		
	英国	29,598	26,354	−11.0%	349	424	21.5%	1.6%
	フランス	55,844	63,713	14.1%	216	556	157.4%	0.9%
	ドイツ	58,285	117,691	101.9%	263	422	60.5%	0.4%
	イタリア	42,162	47,514	12.7%	75	154	105.3%	0.3%
	トルコ	55,453	53,396	−3.7%	107	159	48.6%	0.3%
東欧						738		
	ポーランド	22,813	21,057	−7.7%	90	119	32.2%	0.6%
	その他の中東欧諸国		40,943			438	－	1.1%
オセアニア								
	オーストラリア	5,844	11,084	89.7%	299	257	−14.0%	2.3%
	ニュージランド	7,406	5,362	−27.6%	88	75	−14.8%	1.4%
中南米						317		
	ブラジル	19,534	30,235	54.8%	378	585	54.8%	1.9%
	その他の南米諸国		168,326			1,134	－	0.7%

出典：UNESCO Statistics

下記図表 3-7 各国・地域の一人当たりの GDP(国内総生産)をみると、2012 年でベトナム 1,755 ドル、ネパール 685 ドル、ミャンマー1,421 ドルと後開発国、低所得国に分類されており、経済的に発展し中間富裕層も形成されているとはいえ、一般的には年間数万ドルを超える私費留学経費を負担できる状況にはないと判断される。留学生のアルバイトが

制限され、財政審査も厳しい欧米への留学では入国ビザが出にくい分、アルバイトで学費・生活費が補填可能な日本への留学が選択され、これらの国・地域からの留学生数増加につながっていると考えられる。

【図表 3-7】アジア各国の国民一人当たりの GDP2002 年-2012 年比較

出典　World Bank[28]

※次項 3-2 で詳細に述べるようにこれらの数字は各国、各国際機関における歴史的経緯、教育環境、統計手法、国際教育交流戦略、入国管理行政等々によってその間との仕方が異なることに十分留意する必要がある。

		GDP/人 (Current USD) 2002	GDP/人 (Current USD) 2012	GDP 増減率02/12
東アジア				
	中国	1,142	6,265	448.7%
	マカオ	15,778	77,079	388.5%
	香港	24,666	36,708	48.8%
	韓国	12,789	24,454	91.2%
	モンゴル	572	4,377	665.9%
東南アジア（ASEAN）				
	ミャンマー	-	1,421	-
	タイ	1,978	5,449	175.4%
	マレーシア	4,133	10,508	154.3%
	シンガポール	22,017	54,578	147.9%
	インドネシア	900	3,701	311.1%
	フィリピン	1,001	2,606	160.4%
	ベトナム	477	1,755	267.9%
	カンボジア	338	948	180.5%
	ラオス	320	1,446	352.5%
	ブルネイ	17,017	41,809	145.7%
	東ティモール	496	1,105	122.8%
南アジア				
	バングラデシュ	402	859	113.8%
	インド	481	1,450	201.6%
	パキスタン	501	1,266	152.7%
	ネパール	247	685	177.7%
	ブータン	897	2,452	173.2%
	スリランカ	904	2,922	223.2%
	モルディブ	3,139	7,350	134.1%

[28] http://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.CD

3-3 留学生誘致戦略に関する考察

白石　勝己（公益財団法人アジア学生文化協会）

3-3-1 WES の 4 分類による留学生受入れ戦略

3-1 節、図表 3-4 の「留学生上入れ理念モデル」で示したように、それぞれの理念モデルによって、どのような外国人留学生をどこから、どのように招致するかという戦略的な位置づけと、それに対応する施策、手法が異なってくる。留学生を最も多く受入れている米国で、外国学歴および成績の判定・評価や大学の国際活動コンサルティングを行っている WES（World Education Service）は、下記図表 3-12 のように、経済力の高低、学力の高低により 4 つの要素に分割して受入れ戦略を構築し解説している。

【図表 3-12】 WES　留学生の 4 分類

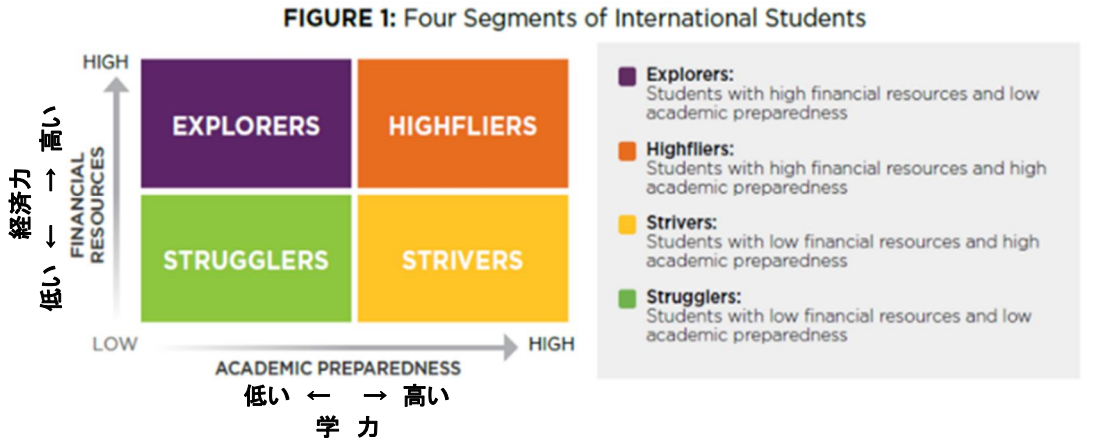

出典：[29] WES（World Education Service）

調査研究の共同研究者である一橋大学太田浩教授の協力を得て、日本語でわかりやすく以下のように表示した。

【図表 3-13】 WES　留学生の 4 分類の日本語訳

Explorers	進路捜索型	資金はあるが学力が低く、入学できる留学先学校を探しまわる学生
Highfliers	飛躍飛翔型	学力も資金力もあり、さらにより高く飛び立つことができる学生
Strivers	苦学勉励型	学力はあるが資金力が低く、資金面で努力を要する学生
Strugglers	苦難苦闘型	学力も資金力も低く、両面で苦労する学生

29 http://wenr.wes.org/2014/10/bridging-the-digital-divide-segmenting-and-recruiting-international-millennial-students/

また同時に、WES の Web 上でこの 4 分類を下に、在学レベル別、国別の留学生の状況分析を試みている。図表 3-9 のように米国の受入れ数が 1 位である中国（28% 21 万人/74 万人）と 2 位であるインド（13% 9.7 万人/74 万人）について、同団体が取り扱ったリソースを下にした分析が公表されている。

【図表 3-14】ミレニアム世代（2000 年前後世代）のレベル別、国地域別分類

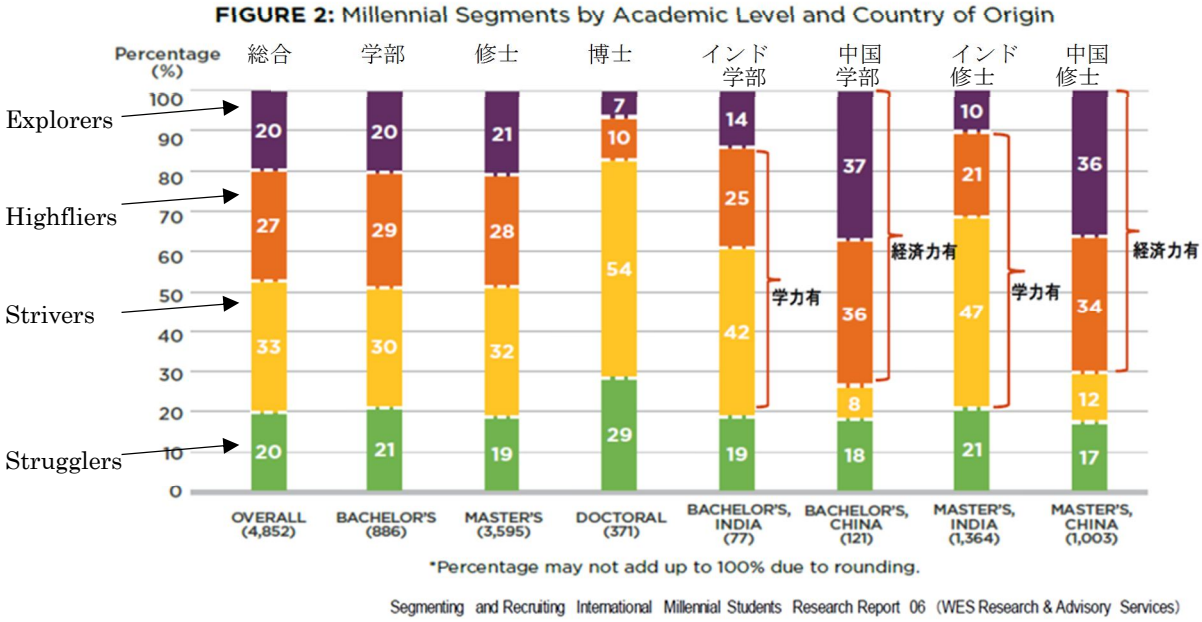

出典　図表 3-12 と同様

この図からは、総合（サンプル数 4,852）では経済的に問題がない者が約半分、学力面で問題がない者も約半分、経済面でも学力面でも問題がない Explorers は 4 分の 1 となるっているが、博士課程になると経済面では苦しい状況（Strivers 苦学勉励型 54%、Strugglers 苦難苦闘型 29% 合計 83%）となることが示されている。また、国別、在学レベル別分析では、中国の学生の 70%は経済的に問題がないが、50%の学生は学力面で問題がある。一方、インドの学生は 70%が学力面で問題がないとされ、60%～70%の学生が経済的な問題がある、と分析されている。

ただし、この分類における Explorers、Highfliers（進路捜索型、飛躍飛翔型）と Strivers、Strugglers（苦学勉励型、苦難苦闘型）の経済面での境界がどの辺にあるのか、同様に Highfliers、Strivers（飛躍飛翔型、苦学勉励型）と Explorers、Strugglers（進路捜索型、苦難苦闘型）の学力面の境界がどの辺にあるのかは示されてはいない。筆者はこの点について、同団体で実施された研修会[30]の際に担当者に質問をしたが、学生の置かれた状況・

[30] 2014 年度米国大学　留学生獲得・選考・EM の先進事例研修（2015 年 3 月 1 日～3

環境（地域や大学等）によってこれらの判断は異なってくるので一概に述べることはできない、との回答であった。

3-3-2 日本における留学生受入れ戦略試案

それでは日本の場合での留学生受入れ戦略はどのように考えればよいだろうか。まず海外の学生が日本に留学する場合どれくらいの経費が掛かるか、日本留学における経費モデルについて考えてみたい。図表 3-15 は平成 26 年度におけるによる東京における留学生の支出額と収入額である。ここから、平均的に一月の生活費等は 11 万円程度で、その半分をアルバイトで賄い、残りの半分は本国からの仕送りによるという実態が浮かび上がる。

【図表 3-15】 外国人留学生の支出と収入（平成 26 年度）　　単位：千円

支出	月額	年額	備考
住居費	50	600	住居 光熱水費を含む
食費	27	324	
学習費	8	96	テキスト 文房具
その他	28	336	交通費 通信費
授業料		1,200	私立文系
合計	113	2,556	

収入	月額	年額	備考
仕送り1	57	684	
仕送り2		1,200	授業料相当
アルバイト	56	672	千円×28H×4W＝ 112千円程度まで可
	113	2,556	

出典：「平成 26 年度外国人留学生在籍状況調査」（日本学生支援機構）、「平成 26 年度私立大学入学者に係る学生納付金平均額」（文部科学省）を参考に筆者作成[31]

その他、本国からの仕送りに、大学等の学費（私立文系）分を加えると、平均的な収支モデルケースでは年間約 200 万円弱の送金が可能であれば、日本留学の経費は賄えるという試算となる。この JASSO 調査のケースではアルバイト収入が月 5.6 万円となっているが、資格外活動の範囲で許される 1 週 28 時間一杯にアルバイトをすると、月約 10 万円程度の収入を得ることができ、その分海外の親元等からの送金額を圧縮することが出来ることとなる。

これを逆に見ると、許可された時間の中で目いっぱいアルバイトをするとしても、少なく

とも年間で最低学費分は母国の寮新等、海外からの送金が必要ということになる[32]。特

月 8 日）

[31] http://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl_student/data2014.html

[32] 留学生が資格外活動許可を取れば 1 週間 28 時間までのアルバイトができるという制度自体は、経済的

に留学生受入れ理念で主役となっている「F 顧客モデル」「H 経済発展モデル」を採用する場合は、その顧客（留学生及びその家族）が対象となる購買層かどうか見極めなければならないということになろう。

もちろんどこの国・地域でも所得の格差があり、平均値のみを見て断定的な判断することは妥当ではないかもしれない。また、平均所得が低いからと言って、私費留学の機会を一律に制限すべきでないことは確かであるが、それぞれの受入れ理念、国・地域の特性に応じた受入れの戦略を構築すべきであろう。

図表 3-16 は、これまで考察した留学生受入れ理念モデルを、横軸に国・地域の経済状況＝GDP/人、縦軸に留学コスト負担＝公費・奨学金型～混合型～完全自費型のイメージを取り、「日本における留学生受け入れ戦略マップ」（試案）を作成したものである。

【図表 3-16】 日本における留学生受け入れ戦略マップ（試案）

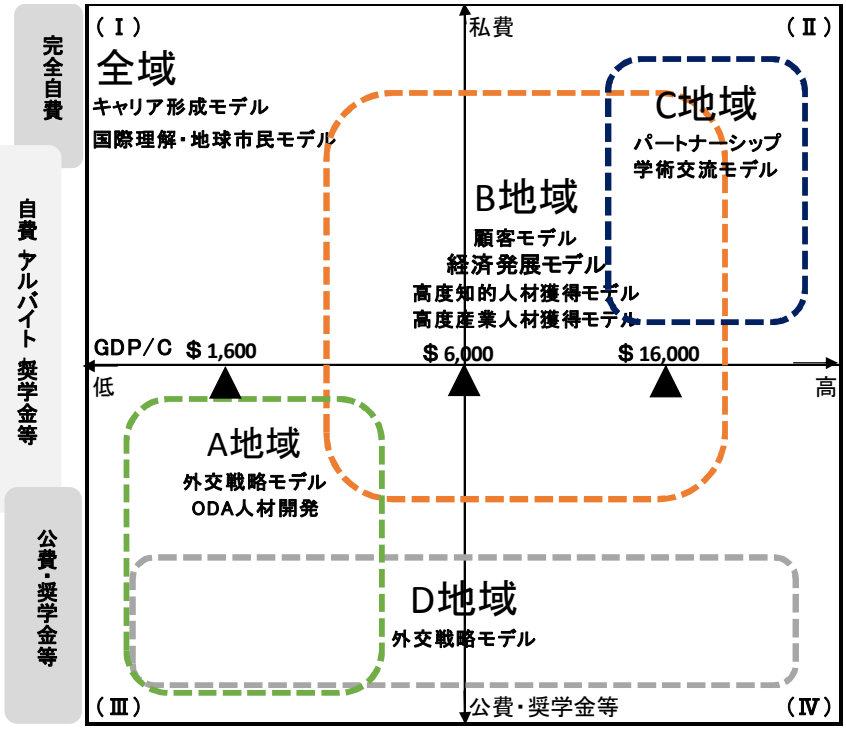

横軸に国・地域の経済状況の指標として GDP/人（世界銀行 2014 年統計）を置いた。187 か国の中間値（94 位）がタイの 5,896USD であったことから中央に 6,000USD を表示。同様に上位から 1/4（47 位）がリトアニアの 16,467USD、3/4（142 位）がラオスの 1,693USD であったことから、それぞれ上位 1/4 に 16,000USD、下位 1/4 に 1,600USD を

に多少厳しい日本留学希望者に対しても、その機会を広げることとなり日本への留学生誘致の方策としては極めて有効な手段と言うことが出来る。
入管法第 19 条　資格外活動の許可　http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyuu/shikakugai.html

目安として表示している。なお、日本は 36,221USD で 27 位であった[33]。

縦軸には留学コストの負担割合イメージを置いた。前述の留学経費モデルから、アルバイトをせずに完全私費・海外送金で賄う場合、東京の私立大学では 250 万円以上必要で、この留学経費の一部をアルバイトで賄う場合、最大月 10 万円（年 120 万円）の収入があるとすると、海外からの必要送金額はその分圧縮され 130 万円前後必要となると計算される。もちろん、個人の生活の仕方や、住居、アルバイトの条件等で一概に判断できるものではないが、いずれにしてもある程度の学費生活費の送金が必要であり、応分の経済的余裕が見込まれていなければならないということになる。

それぞれ配置した地域特性、主たる対象地位を以下のように考察した。なお、キャリア形成モデル、国際理解・地球市民モデルはすべての外国人留学生に当てはまると考えられるため、あえて各地域別の特性に入れていない。

【A 地域】

・受入れ理念：外交戦略モデル

・ODA の低所得国、中低所得国に分類される一人当たりの国民所得が 4,000 ドル以下の国・地域で、外交戦略モデルでの人材開発協力が適合すると考えられる。国内高等教育の量的、質的レベルが十分でないことから海外留学の需要は高く、留学を契機として長期定住者となるという側面も出てくる。一方では、キャリア形成、経済目的での先進諸国への出国圧力が高く、留学は最も優位度が高い移動方法となる。一般的に個人の経済力が弱いため、高額な教育負担は難しく、奨学金等の厚い支援が不可欠となる。このようなことから、数の確保は容易であるが、「顧客モデル」の対象としては財政面での留意が必要である。

・主たる対象国・地域：ミャンマー、ネパール、ベトナム、モンゴル、ラオス、カンボジア、バングラディシュ、インド、スリランカ等

【B 地域】

・受入れ理念：顧客モデル、経済発展モデル、高度人材獲得モデル、（パートナーシップモデル）

・地域特性：主として東アジア、東南アジアの高中所得国以上に分類される国・地域で一人当たりの国民所得が少なくとも 4,000 ドル以上の国・地域。世界最大の留学生送り出し国である中国を始め、一人当たりの国民所得が 2 万ドルを超える韓国、台湾、香港および近年経済発展が目覚ましい先行 ASEAN 諸国が含まれる。高等教育就学率もユニバーサルアクセス段階（50%以上）およびマス段階（15%～50%）となっており、高等教育自体の質・優位性で留学先が選択される。欧米から留学生誘致や、大学共同プログラムなどが盛んに持ち込まれ、世界における留学生獲得の主戦場となっている。また、当該国・地域自体が留学生誘致を強力な国家戦略

[33] ODA 対象国の分類では後開発国、低所得国 GNI1,045UDS 以下 低中所得国 1046USD 以上 4,125USD 以下、高中所得国 4,126USD 以上 12,745USD 以下と OECD により定められている。
DAC List of ODA Recipients Effective for reporting on 2014, 2015 and 2016 flows

としているところもある。「顧客モデル」「経済発展モデル」「高度人材獲得モデル」において、日本は地理的ポジションも含め、優位な位置にあると言える。
・主たる対象地域：中国、韓国、台湾、香港、ASEAN 先行加盟諸国

【C 地域】
・受入れ理念：学術交流モデル、パートナーシップモデル
・地域特性：留学生受入れ先として伝統的、中心的な英語圏、欧米圏の国地域。経済、科学技術、文化芸術面で先進性、独自性を有し、高等教育でも国際性・優位性・柔軟性を持つ。世界からの主要留学先となっており英語等、主要言語として優位性を持つ。EU 域内および北米も含め高等教育の流動性を高めており、グローバルな教育同等瀬評価の体系を整えつつある。特に英・米・豪は留学生受入れによる経済メリットを是認するフルコスト政策を取る。その一方で移民問題、セキュリティー問題では大きな議論が生じている。日本への受入れでは大学間の協定による短期交換学が主流。日本人学生の国際理解促進のための派遣先開拓と相互的な受入れにより、キャンパスの国際化に貢献。査証免除協定により短期での入国も多くその数、効果の測定・把握が難しい。
・主たる対象地域：米、英、豪、カナダ、EU 等

【D 地域】
・受入れ理念： 外交戦略モデル
・地域特性：国費留学生受入れ方策及び国家的外交戦略により、人材開発で貢献できる（すべき）国・地域。分野等を特定し重点的に留学生の受入れを進める国・地域。2013 年度「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会」では、分野として工学、医療、社会科学（法制度）、農学が指定され、国・地域では東南アジア（ミャンマー）、ロシア及び CIS、アフリカ（サブ・サハラ）、中東（UAE、トルコ、イスラエル）、西南アジア（インド）、東アジア（モンゴル）、中南米（ブラジル）、米国、東欧（ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー）が取り上げられた。この提言に従ってサブ・サハラ（ザンビア・ルサカ）、インド（ニューデリー）、ミャンマー（ヤンゴン）、ブラジル（サンパウロ）に留学校ディネーターが配置された[34]。
・主たる対象地域：ミャンマー、ロシア及び CIS、サブ・サハラ、UAE、トルコ、イスラエル、インド、モンゴル、ブラジル、米国

[34] http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1342726.htm